

山梨県公報

第五百五十八号

令和七年

四月二十八日

月 曜 日

目 次

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除……………	二〇九
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	二一一
○家畜伝染病の発生(二件)……………	二一三
選挙管理委員会……………	
○政治団体の名称等の届出……………	二二三
教育委員会……………	
○落札者の決定について(二件)……………	二一七

告 示

山梨県告示第百二十九号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十四年山梨県告示第百十三号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項第二号に定める当該汚染による人の健康の被害が生じ、又は生ずるおそれがなくなったと認めるため、同条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

別図

